

学校いじめ防止基本方針

「いじめを許さず、いじめから子どもを守り通します。」



彦根市立旭森小学校

(令和8年度改訂)

1 いじめ防止基本方針

基本的な危機意識

- ◇いじめは、「重大な人権侵害である。」
- ◇いじめは、「人の命をうばってしまう恐れがある。」
- ◇いじめは、「学校へいけなくしてしまう。」

基本的な大人の姿勢

だから

いじめを

許さない(させない・見逃さない)

基本的な責任分担

そのために

- ◇学校（学級・学年・たてわり集団・登下校集団等の場で早期発見、迅速な対応）
 - ◇家庭（子どもが何でも安心して話せる心の居場所）
 - ◇地域（子どもに温かく声かけができる 大人の協力）
- 一体となって、連携を進める

目を配り

耳を傾け

声をかけ

早く相談・対応する

本校児童の実態分析 「くらしのアンケート」10月実施より R5→R6→R7年度

☆学校は楽しいですか。		
とても楽しい・楽しい	89→93→89%	どちらでもない・楽しくない 11→7→10%
☆相談する人はいますか。		
いる	93→93→94%	いない 7→7→6%
☆いやなこと、なやみはありますか。		
ない	83→78%→78%	ある 17→22→22%
☆いやがらせなどされている人はいますか。		
いない	86→84→83%	いる 14→16→17%
☆いじめはどんな理由があってもいけないと思いますか。		
思う	93→91→97%	どちらでもない・思わない 7→9→2%

★平成26年度、「学校いじめ防止基本方針」をもとに、教職員だけでなく、子どもにもいじめを許さない意識改革を徹底できるよう、学級人権宣言、人権集会など子ども主体の活動を重点に、「いじめの未然防止」に学校ぐるみで取り組んできた。いじめをしない、許さない意識は高まってきた。子どもたち一人ひとりが、安心して学校生活を送れるように、「聴く」と「つながり」を意識して授業改善を行ってきた結果だと考える。今後も、すべての子どもが安心できる環境をつくっていききたい。

宣言

旭森小学校では、「学び合う授業づくり」「心の居場所・自己有用感を育てる学級づくり」「個別の支援の重視」「児童による主体的な学校づくり」、家庭、地域では、「一人ひとりの子どもを守り、育みぬく愛情」を重視し、「いじめを許さず、いじめから子どもを守り通す」をこと宣言します。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条による）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの理解

いじめはいじめる側（加害者）といじめられる側（被害者）、周りにいる、はやし立てたり面白がったりする存在（観衆）と、周辺で黙って見ている存在（傍観者）を含めた四層構造（「森田洋司氏による」）の中で発生する。この四層構造における子どもの関係性に注目して対応していくことが大切である。

いじめを生む一事例

背景：近年の子どもの意識の中に他の子との違いを表出しないことで、集団の中での人間関係の安定を得ようとする同調圧力、自分との違いを認めようとしなない排他性がある。一方、教師にも子どもとの信頼関係が築けていない中で、指導の徹底や毅然とした指導を急ぐあまり、子どもの多様性や特性を配慮しない対応、変化や結果を急ぐあまりの排除の意識から発する言動等が、子どもの意識にすり込まれていないか点検する必要がある。また、保護者の愛情のかけちがい、子どもの全てを認めて注ぐ愛情不足、大人のコミュニケーション能力の不足等が、日々接する子どもの心身に与える影響は大きい。

いじめられる側、いじめる側：多様な子どもがいる。感情のコントロールが苦手な子ども、他から見て少し違う言動をする子、集団生活、協調行動が苦手な子どもらが少なからずいる。また、その子らに対してふざけやからかい行為をすることで抱えるストレスを発散する子どももいる。

周囲の子ども：ふざけやからかいを笑いとして容認する多くの子どもがそれに同調し加わったり（観衆）、許容してしまったり（傍観）する傾向、さらにそのいやな雰囲気行き過ぎた行為にブレーキの言葉や態度を明確に表すことがしにくい傾向がある。

いじめの発生：何らかの理由で特定の子どものふざけやからかいなどの否定行為をする、仲間からの排他行為をする子どもが台頭し、観衆者、傍観者の中でいじめに発展することを認識したい。

子どもの人間関係は日々、変化するが、「いじめ」や「いじめの疑い」の関係は固定化されていく。学校での早期発見のために次のようなことを念頭に置きたい。

- ①加害者が加害の意図、意志を自覚しないで相手の思いを察せず、不快な思いをさせる言動をしたり、直接行動せず、周囲に同調させる言動をしたりする場合がある。
- ②被害者が気づいていない、気づいても認めたくない、認めても声に出せない（相談できない）ことがある。
- ③様々な関係性の中で、「ふざけ」「冗談」として済ます、済ましてよいとして特定の関係が固定化していないか。
- ③「おそい」「できない」「みんなとっしょでない」などの子どもへの教師の関わり方の中に、いじめを誘発する言動がないか。
- ④学校で見える交友関係や学習、生活の充実度に不満感やストレスを感じていないか。学校で表出できない思いを学校を離れた場で、例えば、仲間内での悪口やネットへの書き込みなどで解消しようとしていないか。

いじめは重大な人権侵害であり、かつ心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることから、いじめは、絶対に許されるものではないという強い姿勢、いじめを認識しながら放置することがないように十分に理解できるようにしなければならない。子どもの多様性を尊重し合う関係の中ではいじめは生まれにくいことを学校から、子ども、家庭、地域に示し、子どもたちが、安心してくらせる学校、環境を社会全体でつくるのが大切である。一方で、常に「いじめ」は、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるものであるという危機意識をもち、特に上記5点を念頭に子どもを見守っていく必要がある。

また、いじめは再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、概ね次の2つの要件が満たされるところまで対処していく。

- ・いじめが止んでいる状態が少なくとも3か月継続している。
- ・いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害者児童本人および保護者に対し、面談等により確認できている

4 旭森小学校「ストップいじめアクションプラン」

宣言「いじめを許さず、いじめから子どもを守り通します。」

【未然防止】

一人一人の子どもの多様性を大切にする学校

☆「いじめ対策連絡協議会」を常設し、未然防止、早期発見、早期対応に努める。

☆子ども理解、学級づくり、いじめに関する職員研修を実施する。

☆個に応じた支援ができるよう専門員、関係機関と連携をする。

☆互いに高め合い、子ども、保護者、地域から信頼される教師を目指す。

☆児童、保護者アンケートなどの学校評価を実施し、いじめ防止の取り組みを検証する。

☆子どもの居場所づくりを進め、いじめを許さない学校づくりに努める。

いじめをしない・させない・見逃さない子どもを育てる

学び合う授業づくり

学習規律の確立

学習の準備・あいさつ・姿勢・発表の仕方・聴き方

授業改善

子ども同士のつながりをつくる
安心して話せる「学びの場」をつくる

協同的な学習

授業そのものを通して問題行動を予防し、関係づくり・自己調整力・自治的なふるまいを育てる

個別の支援

特別支援教育の側面

虐待・養育の側面

家庭環境の側面

児童による主体的な学校づくり

子どもが **学校の課題** を自分事としてとらえることができる。

・学校のルール、いじめ等

→ 人権宣言・学級目標

一人も見捨てない つながりの中で伸びる 学級づくり

低：安心してつながる・助け合う学級

中：協働して学びを深める・自分たちで学びを動かす学級

高：自律的に学びを創る・学校をよりよくする主体となる学級

豊かな人間関係を育む特別活動

- ・話し合い活動から広がる助け合いの文化
- ・異学年のつながり、学校づくりへの参画
- ・興味関心でつながる協働・自主的な運営
- ・全体で支え合う経験・企画、運営の主体性

保護者・地域・関係機関との連携

☆規則正しい生活習慣づくり、子どもが安らげる温かい家庭づくりに努める。

☆正しい社会マナーや規範意識を育てる。

☆あいさつ運動など子どもを温かく見守る地域の目を広げる。

☆保護者、地域関係機関が、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの問題に連携した対策を推進できるようにする。

いじめの早期発見

○子どもに寄り添う

- ・一人一人の表情や言動など、日常生活での些細な変化に気づけるようにする。
- ・子どもの会話など、人を傷つけたり、馬鹿にしたりしている言動には毅然とした態度指導を行う。

○子どもとふれあう時間を確保し、子どもとの信頼関係を築く

- ・子どもと積極的にふれあう時間を確保し、日常的な対話や活動を通して子ども一人ひとりとの信頼関係を築くことを重要な取組とする。
- ・子どもの小さな変化にも気づけるよう、授業・休憩時間・学校行事などあらゆる場面で子どもと関わる姿勢を大切に、安心して相談できる風通しの良い人間関係づくりに努める。
- ・子どもが悩みや不安を早期に表出しやすい環境を整え、いじめの未然防止・早期発見につなげる。

○保護者の声を聴く

- ・保護者が、子どものことに関して、安心して相談できる関係を築くことができる。
- ・担任以外にも相談できる窓口(生徒指導・教育相談)を知らせる。

○定期的な児童・保護者へのアンケートの実施

- ・定期的にアンケートを実施し、いじめの被害や目撃を表出しやすいきっかけをつくる。
- ・「心のふれあい週間」を設定し、アンケートをもとにして、一人ひとりの思いをしっかりと聴く時間とする。

○情報モラル

- ・SNS等の利用法だけでなく、どのようなリスクがあるのか、学年の実態に合わせた指導を行う。
- ・保護者に対して、学校としてできることを明示して、すべきことやできることを整理する。

○情報の共有化・組織的な対応

- ・気になる情報は、担任だけでなく、学年・関係教員に知らせ合い、複数の目で継続して観察し、対応を検討していく。
- ・気づいた情報は、記録を残し継続して変化を見守ることで、いじめの「早期発見」と「早期対応」をできるようにする。
- ・学年会でのチェックや、学年集会に管理職や生徒指導・教育相談担当が参加して、組織として対応していく。

○いじめ対策会議の開催

- ・いじめ認知者は、学年教員・生徒指導主任、管理職に伝え、学校長は、「いじめ対策会議」を開催する。
- ・事実確認、当面の対応を検討し、役割分担などを確認する。

早期対応

全教職員・関係保護者の共通理解のもと対応を開始する

重大事態発生の市教委報告

調査組織を設置

事実関係の調査
客観的な事実関係の調査

いじめを受けた児童・保護者への適切な情報提供

調査結果の市教育委員会への報告

必要な措置を講じる。

短期

被害児童へ
受容の姿勢で、思いを聞き取る。
「いじめから守る」ことを伝え、安心感を与える。

加害児童へ
事実確認後に、自分の行為に対して、反省することができる。

周りの児童へ
解決に向けて、できる限りの聞き取りをする。

中期

事案後の交友関係など、状況の把握を行う。

いじめを行った背景と課題を解消していく。

現在までの行動とこれからについて考えさせる。

長期

注意深く見守り、声掛け等、安心感が持てるようにする。

保護者と連携しながら、継続した指導、支援を行っている。

いじめを認めない学級・学年づくりにつとめる。

重大事態発生時

5 いじめ防止年間指導計画

	教職員	児童	保護者・地域・ 関係機関
年間	毎月末 学年会 「いじめチェックシート」 学級担任 「気になる児童」の報告	たてわり活動	地域のおじさん、おば さん運動（登下校時） 挨拶運動 毎月訪問教育相談
一 学 期	「いじめ防止対策会議」の設置 「子どもを語る会①」 「いじめ対策連絡協議会」	「心のふれあいアンケート」 の実施 「心のふれあい週間」 委員会「あいさつ運動」 高学年「情報モラル教育」	 学期末個別懇談会
二 学 期	 「いじめ対策連絡協議会」 「学校評価：児童・保護者ア ンケート」分析検討	「心のふれあいアンケート」 の実施 「心のふれあい週間」 高学年「情報モラル教育」 委員会活動・全校集会 校内人権週間・人権集会 「学校生活ふり返りアンケート」 実施	 P T A 研修会 「学校評価：保護者ア ンケート」実施 学期末個別懇談会
三 学 期	「いじめ対策連絡協議会」	「心のふれあいアンケート」 の実施 「心のふれあい週間」	学校評価委員会

6 重大事態への対応

いじめにより、①「生命、心身又は財産に重大な被害」があるとき、②「相当の期間」欠席しているとき、重大事態が発生したものととして以下の対応をする。学校だけで調査、判断することなく、児童や保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとする。

- 1、重大事態であると判断、申立てがあったとき、下記の「重大事態に係る調査を行う組織」を設ける。
- 2、調査の実施重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を調査する。事実関係を明確にする際には、「彦根市いじめ防止等のための基本的な方針」に示された手順、留意事項に基づき調査する。
- 3、調査結果の提供および報告 いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を適時、適切な方法で経過報告も含めて報告する。
調査結果を市長に報告する。

7 「いじめ防止等の対策のための組織」及び「重大事態に係る調査を行う組織」



